

ゲノム・メディカルリサーチコーディネーター（GMRC）制度施行細則改正のお知らせ

2013（平成25）年11月20日 日本人類遺伝学会 GMRC 制度委員会

このたび、下記のとおり、制度施行改正をおこないましたので、要点をご説明します。

第3条

GMRC 制度委員会事務局がソーテリアから株式会社アドスリーに変更となりました。

第5条

- (1) 認定等に要する費用について、記載に誤りがありましたので、現行通りにあらためました。
- (2) 講習会受講のみを希望する者について、空席状況に応じた受講を認めることとしました。
- (3) 講習会を受講せずに認定をすることは認めない旨を追記しました。

第7条

- (1) 更新に要する費用は「年会費に含まれる」となっておりましたが、これは記載が誤っており、年会費には含まれておりません。そのため、更新に要する費用を10,000円（認定証発行手数料を含む）としました。
- (4) 更新のために取得できるポイントについて、
 - 「共著者としての論文発表」を5ポイントから8ポイントに変更しました。
 - 新たに、「GMRC アドバンストセミナー」に、10ポイントの付与ができるよう変更しました。
 - 新たに、「日本人類遺伝学会または日本疫学会の学術集会時に指定したシンポジウムやセッションへの出席」について、1～2ポイントの付与ができるよう変更しました。

以上

ゲノム・メディカルリサーチコーディネーター（GMRC）制度施行細則改正のお知らせ

2015（平成 27）年 8 月 1 日 日本人類遺伝学会 GMRC 制度委員会

このたび、下記のとおり、制度施行改正をおこないましたので、要点をご説明します。

第 2 条

「遺伝医学セミナー実行委員会委員長」を追記しました。

第 7 条

(4) 更新のために取得できるポイントについて、GMRC アドバンストセミナーのポイントを現在の 10 ポイントから 15 ポイントへ変更しました。

更新のために取得できるポイントのうち、「事前申請により委員会で認められた関連学会出席」については、必ずしも学会主催ではない行事も増え、研修会等の形態も見られることから、「事前申請により委員会で認められた関連学会等への出席」と広げることとしました。

(5) 「(5)GMRC からの申請によりポイントを付与する学会等の決定については、事前に GMRC より当該学会等に関する情報を事務局へ送付し、委員長が可否を決定する。開催後の事後申請は受付けない。」を追記しました。

以上